

社長が知りたい

会社の税金

Q&A

税理士 松本 栄喜

Q

貸倒損失処理の
注意点

私は、甲社を経営している社長です。
今期の決算は業績が良いので、売掛金の回収が遅れているよう
なものについては、損失処理をしようと思っています。
何か気をつけないといけない点がありますか？

A

法人が有する金銭債権（受取手形、売掛金、貸付金等の金銭債権）について、相手方の倒産等の事由により回収が不可能となった場合には、貸倒損失として損金に算入することができます。

しかし、法人税法においては金銭債権の回収が不可能となったどうかの判定基準が非常に厳しく規定されており、単に回収が遅れたというだけでは損失処理することはできません。

よって、貴社の場合、回収が困難となった売掛金が法人税法上の貸倒損失を計上できる3つのケース（下記1～3）に該当する場合かどうかをまず検討し、立証できる資料を整える必要があります。

1 法律上の貸倒れ

計上できる事由	債権の範囲	損金算入時期	損金算入額
・会社更生法の更生計画や民事再生法の再生計画の認可の決定 等	金銭債権	その事実の発生した日の属する事業年度	切り捨てられることとなった部分の金額
・債務者の債務超過※1が相当期間※2継続し、弁済不能のため書面※3で債務免除			債務免除通知をした金額

注意点

- ※1 債務超過の状態であることを立証するために、債務者の資産状況・決算書、不動産の登記事項証明書、興信所等の信用調査報告書等の資料を整える必要があります。
- ※2 相当期間とは、回収不能の判断にあたって合理的と認められる期間（一般的には債務超過の期間が3年ないし5年）といわれています。
- ※3 書面による債務免除の通知を明らかにするため、内容証明郵便等の発送が必要となります。

2 事実上の貸倒れ

計上できる事由	債権の範囲	損金算入時期	損金算入額
・債務者の資産状況、支払能力からみて全額が回収不能※4と認められる場合（担保物のある場合は担保物が処分された後に限ります。）	金銭債権	回収できないことが明らかとなった事業年度	金銭債権の全額（一部は認められません）

注意点

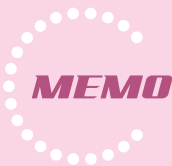
- ※4 全額が回収できないことが要件となっていることから、一部の回収が見込まれる場合に債権の一部だけを貸倒処理することは認められません。
- また、保証人がいる場合には、債務者だけでなく保証人の資産状況や支払能力も考慮して判断する必要があります。
- なお、回収できないことが明らかになったことを立証するために、債務者等との交渉記録や財産状況等の資料を整える必要があります。

3 形式上の貸倒れ

計上できる事由	債権の範囲	損金算入時期	損金算入額
・継続取引※5をしていた債務者につきその資産状況、支払能力等が悪化したために取引を停止し、その後原則として1年以上経過※6	売掛債権のみ※7	取引停止後原則として1年以上経過した日以後	売掛債権の額から備忘価額（通常は1円）を控除した金額
・同一地域の債務者について有する売掛債権の回収に要する旅費等の金額よりも売掛債権額の方が小さい		督促したにもかかわらず弁済がないとき以後	

注意点

- ※5 継続取引が前提となっているため、不動産取引等のように、たまたま行った取引に係る売掛債権については適用できません。
- ※6 取引停止後1年以上経過とは、当期の事業年度の末日において次の(イ)～(ハ)のうち最も遅い時点から1年以上経過しているかどうかで判断します。
- (イ)取引停止の日・(ロ)最後の弁済期・(ハ)最後の弁済日
- ※7 売掛債権とは、売掛金、受取手形その他これらに準ずる債権をいい、貸付金その他これに準ずる債権は含まれません。



- 1 貸倒損失は損金に算入できる時期が決まっています。
タイミングを逃さないように注意して下さい。
- 2 法律上の貸倒れ（上記1）以外は、損金経理が要件となっています。
- 3 債権回収の可能性があるのに貸倒損失として処理すると、寄付金とされます。
- 4 消費税法においても、課税売上げに伴う金銭債権に貸倒れが生じた場合には、その貸倒れに係る消費税額を売上げに係る消費税額から控除することができます。
- 5 貸倒損失計上の要件を満たさない場合であっても、手形の不渡り等一定の要件を満たす場合には、貸倒引当金（個別評価）の計上による損金処理が認められています。